

## 文京区保育所運営費負担金交付要綱

- 11 文厚児発第 397号 平成11年4月 1日 区長決定
- 19 文男保 第1682号 平成20年3月31日 一部改正
- 20 文男保 第1140号 平成21年1月16日 一部改正
- 22 文男保 第1937号 平成23年4月1日 一部改正
- 23 文男保 第991号 平成24年4月1日 一部改正
- 27 文男保 第3845号 平成28年3月31日 一部改正

### 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 運営費負担金交付対象事業の種類及び内容（第6条—第11条）

第3章 産休等代替職員の任用（第12条—第20条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の規定により保育を行う児童の在籍する保育所について、その児童の処遇の改善及び保育所の運営の充実を図るため、区がその運営経費の一部を負担し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入所児童 法第24条の規定により保育所において保育を行う児童をいう。
- (2) 国基準 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した保育所を利用する児童1人当たりの月額費用をいう。
- (3) 最低基準 法第45条第2項の規定により厚生大臣が定めた児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）をいう。
- (4) 定員 子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する利用定員をいう。
- (5) 11時間開所保育 1日11時間以上開所して行う保育をいう。
- (6) 増配置 公定価格の基本分単価において充足すべき職員数よりも多く人員を配置することをいう。

（運営費負担金交付事業の実施）

第3条 区長は、入所児童の処遇の向上に関し、次章及び第3章で定める事業について、経費を負担するものとする。

2 次章に規定する事業の実施に関し、算定基準は別表のとおりとする。

（入所児童の年齢計算）

第4条 入所児童の年齢計算は、入所する年度の初日の前日現在の満年齢による。

2 前項の規定により年齢を計算された入所児童が、年度を超えて引き続き同一保育所に在籍することとなる場合の年齢計算は、毎年度の初日を基準日として行う。

3 前2項の規定により年齢を計算された入所児童の年齢は、その年度中に限り変更しないものとする。

(区が負担する運営費等)

第5条 この要綱による運営費負担金交付事業の対象となる保育所は、次の各号に掲げる保育所(他の区市町村に設置された保育所については、当該区市町村が区の委託を受けて保育を行う児童が在籍している保育所に限る。)とし、区が負担する運営費は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 区の区域内に設置された私立の保育所(以下「区内私立保育所」という。) 次条から第11条までに規定する運営費

(2) 東京都の区域内(以下「都内」という。)に設置された私立の保育所(区内私立保育所を除く。) 第11条に規定する運営費(委託先の区市町村が独自に運営費を負担している場合は、その負担内容に準ずる運営費)

(3) 都内に設置された公立の保育所(特別区の区域内に設置されたものを除く。) 第11条に規定する運営費(委託先の市町村が独自に運営費を負担している場合は、その負担内容に準ずる運営費)

2 区が東京都以外の市町村に児童の保育を委託している場合において、当該児童の在籍する保育所に当該市町村が独自に運営費を負担しているときは、その負担内容に準ずる運営費を交付することができるものとする。

## 第2章 運営費負担金交付対象事業の種類及び内容

(零歳児保育特別対策事業)

第6条 区長は、零歳児保育を行う保育所の設置者に対し、次に定める経費について運営費を交付する。

(1) 常勤の保健師、助産師又は看護師(以下「保健師等」という。)を配置するための経費

(2) 常勤調理員を増配置する場合の経費

(3) 嘱託医の手当に要する経費

2 前項の零歳児保育を行う保育所は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 零歳児の定員が1施設当たり6人以上であること。

(2) 零歳児1人につき、乳児室及びほふく室を通じて、おおむね3.3平方メートル以上の有効面積があること。

(3) 保健室(最低基準に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りでない。)、調乳室(専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足る。)、もく浴室(もく浴室に代わるもく浴設備を置く場合は、この限りでない。)及び便所を設けていること。

(4) 零歳児が専用に使用できる野外遊戯場(歩行運動及び外気浴等を行う場所)を設けるように努めること。

(5) 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用備品を整備していること。

(6) 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための責任態勢を確立していること。

(7) 保健師等が、保育士との協力の下に零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防

接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事すること。

- (8) 給食については、衛生的取扱いについて細心の注意をするとともに、零歳児の発育、健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施していること。
- (9) 健康管理の徹底を図るため、嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）の積極的な協力を求め、零歳児に対し月1回以上の診療契約を結び、業務内容の充実を図ること。  
(零歳児保育推進事業)

第7条 区長は、次に掲げる要件を満たす保育所に対し、4月から9月までの期間のうち零歳児の児童数とその取扱人員に満たない月において、零歳児未充足児童数に見合う保育士の配置に要する経費の一部について、運営費を交付する。

- (1) 前条第2項第2号から第5号までに規定する設備要件を満たし、原則として零歳児が3人以上入所していること。
- (2) 特に地域の保育需要に積極的に応えている（生後3か月未満の児童を受け入れている。）こと。
- (3) 現員保育士総数が、前年度3月初日の保育士総数と同等以上であること。
- (4) 零歳児に対する11時間開所保育を実施していること。
- (5) その他適正な運営を実施していること。  
(11時間開所保育対策事業)

第8条 区長は、次に掲げる要件を満たす保育所の運営の充実を図るため、保育士の増配置、パート保育士の雇用及び11時間開所保育を行う前後の時間帯の暖房（11月から翌年の3月まで）に要する経費について、運営費を交付する。

- (1) 11時間開所保育対象児童数が、当該保育所の定員のおおむね10%以上であること。
- (2) 11時間開所保育を行う時間内における入所児童の安全の確保及び11時間開所保育の内容の向上に努めること。  
(障害児保育事業)

第9条 区長は、障害児保育の充実を図るために、現に保育所において保育が行われている障害児で次の各号のいずれかに該当する児童の処遇向上に要する経費について、運営費を交付する。

- (1) 「保育所における障害児の受入れについて（昭和55年2月22日付児発第92号厚生省児童家庭局長通知）」第2の3による特別児童扶養手当支給対象障害児
- (2) 前号に規定する児童以外の児童で、区長が次のいずれかに相当すると認めた程度の障害を有する児童。ただし、日常の場において、健常児と同一の保育が可能な児童を除き、保育士の加配や個別指導計画等を行っている場合に限る。
  - ア 身体障害については、おおむね身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害級別5級又は4級程度。
  - イ 知能、社会性、運動機能の発達の遅れについては、おおむね東京都愛の手帳交付要綱（42民児精発第58号）第4条の規定による判定基準の軽度又は中度程度。  
(障害児保育促進事業)

第10条 区長は、前条第1号に該当する児童を対象とした障害児保育事業を新たに実

施する保育所又は実施を計画している保育所が、次の各号のいずれかの事業を行い、障害児の受け入れ態勢の整備を図るために要する経費について、運営費を交付する。

- (1) 障害児用の便所等の施設の整備や軽微な改修、障害児用の遊具、器具等の購入
- (2) 障害児保育を担当する保育士の知識・技能の習得を目的として行う研修、研究等  
(一般保育所対策事業)

第11条 区長は、保育所の運営の充実を図るため、次に掲げる経費について保育を行う児童数に応じ、一括して運営費を交付する。

- (1) 保育所の施設の増改築、備品の購入等施設及び設備の整備充実を図るための経費
- (2) 3歳以上児に対する主食給食の実施に要する経費
- (3) 1歳児に対する保育士の配置を、1歳児6人に対し保育士1人から1歳児5人に対し保育士1人に増やすための経費
- (4) 11月から翌年の3月までの期間における児童の暖房に要する経費
- (5) 保育士又は非常勤保育士を増配置することにより、保育の充実を図るために要する経費
- (6) 調理員を増配置することにより、給食の充実を図るために要する経費
- (7) 保育所が入所児童の事故等に備えるため、1事故3億円、1人3千万円以上の賠償保険に加入するための経費
- (8) 保育所における嘱託医、嘱託歯科医の手当に要する経費
- (9) 非常勤の事務職員の配置に要する経費
- (10) 保育所に勤務する職員（非常勤職員を含む。）の健康管理に要する経費
- (11) 保育所に勤務する非常勤職員の雇用に要する経費
- (12) 保育所に勤務する常勤職員が労務災害に対する上乗せ保証を目的とした保険に加入するための経費

2 分園を有する施設への単価については、本園の定員区分の単価を適用する。

### 第3章 産休等代替職員の任用

(産休等代替職員任用事業)

第12条 区長は、保育所の職員が出産又は傷病のため長期間にわたって休業する場合に、当該保育所の設置者が当該職員の職務を行わせるための代替職員（以下「産休等代替職員」という。）を臨時的に任用するための経費について、運営費を交付する。  
(任用期間)

第13条 前条の規定による運営費の交付の対象とする任用期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。） 出産のための休業を始める日から起算して通算16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）を経過する日までの期間内において、その保育所の設置者が定める期間。ただし、出産の前後それぞれの休業期間については、産前8週間（多胎妊娠の場合は、16週間）及び産後10週間を超えない期間とする。
- (2) 職員が傷病のため、31日以上継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。） 職員が休業を始めて30日（休日等を含む。）を経過した日から起算して60日（休日等を含む。）を経過する日までの期間内において、病休の職員が休業を継続する期間

(資格等)

第14条 産休等代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、資格の定めがある場合は、職種ごとに所定の資格を有する者でなければならない。ただし、特別の事情があるときは、当該年度の東京都産休等代替職員制度実施要綱で定める施設において児童等の保護に直接従事した経験がある者又は保育士試験の科目の一部に合格した者を任用することができる。

(任用承認手続)

第15条 産休等代替職員を任用しようとする保育所の設置者(以下「申請者」という。)は、必要事項を記載した産休等代替職員任用承認申請書に、産休の場合は産休の職員についての医師又は助産師が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書を、病休の場合は病休の職員についての医師が発行する証明書並びに産休等代替職員についての健康診断書及び資格証明書(写し)又は本人の履歴書を添えて、原則として任用する日の10日前までに、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、産休等代替職員を任用する要件を満たしていると認めるとき又は認めなかったときは、産休等代替職員任用承認(不承認)通知書により申請者に通知するものとする。

(任用経費の交付)

第16条 第12条の規定による運営費の交付金額は、産休等代替職員がその任用期間内において保育所に勤務した日数に、当該年度の東京都産休等代替職員都費補助金交付要綱で定める日額単価(保育所が当該日額単価より低い額で支出した日については、その額)を乗じて得た額とする。

2 保育所の設置者が運営費の交付を受けようとするときは、各月分についてその翌月又は交付額全額についてその任用期間経過後に、産休等代替職員費請求書を、産休等代替職員に給与を支払ったことを証する書類及び出勤簿の写しを添えて区長に提出するものとする。

(雇用関係がなくなったとき等の報告)

第17条 保育所の設置者は、産休等代替職員との雇用関係がなくなったとき又は産休等職員が就業したときは、速やかに産休等代替職員任用調書により、区長に報告をしなければならない。

(調査及び報告)

第18条 区長は、産休等代替職員の任用に係る経費の交付について、必要に応じて当該保育所に対して状況を調査し、又は報告を徴するものとする。

(関係書類の整備)

第19条 産休等代替職員の任用に係る経費の交付を受けた保育所の設置者は、その経理を明確にし、関係書類を整備し、5年間これを保存しなければならない。

(返還命令)

第20条 保育所の設置者が、偽り又は過誤により産休等代替職員の任用に係る経費の交付を受けたとき又は費途以外の用途に使用したときは、交付額の全部又は一部を返還しなければならない。

付 則

(東京都文京区私立保育所扶助要綱の廃止)

東京都文京区私立保育所扶助要綱（54文福発第566号）は、廃止する。

付 則

1. この要綱は、決定の日から施行する。ただし、別表の改正規定（付表4「81人～91人」の欄及び「91人～101人」の欄の改正に係る部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。
2. 改正後の要綱（前項ただし書に規定する改正規定による改正部分を除く。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

対象事業	単 価	算定基準
零歳児保育特別対策事業	付表1のとおり	付表1のとおり
零歳児保育推進事業	140,140円	単価×※延べ零歳児未充足児童数 (※別紙1注意2を参照)
11時間開所保育対策事業	付表2のとおり	付表2のとおり
障害児保育事業	163,500円	単価×児童数×入所月数
障害児保育促進事業	1,000,000円	単価×施設
一般保育所対策事業	付表3・付表4のとおり	付表3・付表4のとおり

付表1 零歳児保育特別対策事業

種類	補助対象経費	単価	算定基準
保健師等の配置	零歳児の定員が9人以上の施設に保健師等1名を配置するための経費	507,460円	単価×雇用月数
	零歳児の定員が6人以上9人未満の施設に保健師等1名を配置するための経費	253,730円	
調理員の増配置	零歳児の定員が6人以上の施設に調理員1名を増配置するための経費	383,640円	単価×雇用月数
嘱託医手当加算	零歳児の定員が6人以上の施設における嘱託医の手当に要する経費	12,320円	単価×雇用月数

付表2 11時間開所保育対策事業

種類	補助対象経費	単価	算定基準
11時間開所保育士加算	定員61人以上の施設に保育士1名を増配置するための経費	461,430円	単価×雇用月数
11時間開所 パート保育士加算	パート保育士を増配置するための経費	104,460円	単価×パート保育士数×雇用月数 (※別紙1注意3を参照)
11時間開所 暖房費加算	11月から翌年3月までの期間における11時間開所保育時間内の採暖の充実に要する経費	10,000円	単価×雇用月数 (11月～翌年3月)



付表3(1) 公立施設単価表(別紙1[交付額算定上の注意]1[公立施設](1)に該当する施設)

公 立	20人	21人 ~30人	31人 ~45人	46人 ~59人	60人	61人 ~90人	91人 ~120人	121人 ~149人	150人	151人 以上
0歳児	36,630	24,540	10,250	8,270	12,450	6,560	7,620	5,950	7,400	5,640
1歳児	49,620	37,530	23,240	21,260	25,440	19,550	20,610	18,940	20,390	18,630
2歳児	36,630	24,540	10,250	8,270	12,450	6,560	7,620	5,950	7,400	5,640
3歳児	37,820	25,730	11,440	9,460	13,640	7,750	8,810	7,140	8,590	6,830
4歳以上児	37,820	25,730	11,440	9,460	13,640	7,750	8,810	7,140	8,590	6,830

付表3(2) 公立施設単価表(別紙1[交付額算定上の注意]1[公立施設](2)に該当する施設)

公 立	20人	21人 ~30人	31人 ~45人	46人 ~59人	60人	61人 ~90人	91人 ~120人	121人 ~149人	150人	151人 以上
0歳児	25,150	16,890	4,510	3,680	8,630	4,560	6,020	4,710	6,330	4,840
1歳児	38,140	29,880	17,500	16,670	21,620	17,550	19,010	17,700	19,320	17,830
2歳児	25,150	16,890	4,510	3,680	8,630	4,560	6,020	4,710	6,330	4,840
3歳児	26,340	18,080	5,700	4,870	9,820	5,750	7,210	5,900	7,520	6,030
4歳以上児	26,340	18,080	5,700	4,870	9,820	5,750	7,210	5,900	7,520	6,030

付表4(1) 民間施設単価表(別紙1[交付額算定上の注意]1[民間施設](1)に該当する施設)

包括化単価			20人	21人 ~30人	31人 ~40人	41人 ~45人	46人 ~50人	51人 ~59人	60人	61人 ~70人	71人 ~80人	81人 ~100人	101人 ~110人	111人 ~120人	121人 ~130人	131人 ~140人	141人 ~149人	150人	151人 ~160人	161人 ~170人	171人 ~190人	191人 ~210人	211人 ~230人	231人 以上
12%以上	設置	0歳児	45,790	31,420	30,990	21,330	21,490	9,900	16,340	19,480	12,510	15,400	11,440	8,140	11,780	9,150	6,880	9,490	12,560	10,360	8,040	7,470	6,990	6,590
		1歳児	60,940	46,570	46,140	36,480	36,640	25,050	31,490	34,630	27,660	30,550	26,590	23,290	26,930	24,300	22,030	24,640	27,710	25,510	23,190	22,620	22,140	21,740
		2歳児	45,480	31,110	30,680	21,020	21,180	9,590	16,030	19,170	12,200	15,090	11,130	7,830	11,470	8,840	6,570	9,180	12,250	10,050	7,730	7,160	6,680	6,280
		3歳児	46,670	32,300	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	20,360	13,390	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470
	4歳以上児	46,670	32,300	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	20,360	13,390	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470	
	未設置	0歳児	45,790	31,420	29,340	21,330	19,510	9,900	16,340	17,600	11,680	14,410	10,990	8,140	11,170	8,860	6,880	9,490	12,150	10,160	8,040	7,470	6,990	6,590
		1歳児	60,940	46,570	44,490	36,480	34,660	25,050	31,490	32,750	26,830	29,560	26,140	23,290	26,320	24,010	22,030	24,640	27,300	25,310	23,190	22,620	22,140	21,740
		2歳児	45,480	31,110	29,030	21,020	19,200	9,590	16,030	17,290	11,370	14,100	10,680	7,830	10,860	8,550	6,570	9,180	11,840	9,850	7,730	7,160	6,680	6,280
3歳児		46,670	32,300	30,220	22,210	20,390	10,780	17,220	18,480	12,560	15,290	11,870	9,020	12,050	9,740	7,760	10,370	13,030	11,040	8,920	8,350	7,870	7,470	
4歳以上児	46,670	32,300	30,220	22,210	20,390	10,780	17,220	18,480	12,560	15,290	11,870	9,020	12,050	9,740	7,760	10,370	13,030	11,040	8,920	8,350	7,870	7,470		
9~11%	設置	0歳児	45,030	30,910	30,490	21,000	21,150	9,770	16,090	19,190	12,330	15,140	11,250	8,010	11,590	9,000	6,770	9,340	12,370	10,200	7,920	7,360	6,890	6,500
		1歳児	59,900	45,780	45,360	35,870	36,020	24,640	30,960	34,060	27,200	30,010	26,120	22,880	26,460	23,870	21,640	24,210	27,240	25,070	22,790	22,230	21,760	21,370
		2歳児	44,720	30,600	30,180	20,690	20,840	9,460	15,780	18,880	12,020	14,830	10,940	7,700	11,280	8,690	6,460	9,030	12,060	9,890	7,610	7,050	6,580	6,190
		3歳児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	20,070	13,210	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380
	4歳以上児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	20,070	13,210	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380	
	未設置	0歳児	45,030	30,910	28,860	21,000	19,200	9,770	16,090	17,330	11,520	14,170	10,810	8,010	10,990	8,720	6,770	9,340	11,960	10,010	7,920	7,360	6,890	6,500
		1歳児	59,900	45,780	43,730	35,870	34,070	24,640	30,960	32,200	26,390	29,040	25,680	22,880	25,860	23,590	21,640	24,210	26,830	24,880	22,790	22,230	21,760	21,370
		2歳児	44,720	30,600	28,550	20,690	18,890	9,460	15,780	17,020	11,210	13,860	10,500	7,700	10,680	8,410	6,460	9,030	11,650	9,700	7,610	7,050	6,580	6,190
3歳児		45,910	31,790	29,740	21,880	20,080	10,650	16,970	18,210	12,400	15,050	11,690	8,890	11,870	9,600	7,650	10,220	12,840	10,890	8,800	8,240	7,770	7,380	
4歳以上児	45,910	31,790	29,740	21,880	20,080	10,650	16,970	18,210	12,400	15,050	11,690	8,890	11,870	9,600	7,650	10,220	12,840	10,890	8,800	8,240	7,770	7,380		
6~8%	設置	0歳児	44,260	30,400	29,980	20,660	20,800	9,630	15,830	18,890	12,160	14,880	11,070	7,890	11,400	8,860	6,670	9,190	12,170	10,040	7,810	7,250	6,790	6,410
		1歳児	58,860	45,000	44,580	35,260	35,400	24,230	30,430	33,490	26,760	29,480	25,670	22,490	26,000	23,460	21,270	23,790	26,770	24,640	22,410	21,850	21,390	21,010
		2歳児	43,950	30,090	29,670	20,350	20,490	9,320	15,520	18,580	11,850	14,570	10,760	7,580	11,090	8,550	6,360	8,880	11,860	9,730	7,500	6,940	6,480	6,100
		3歳児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	19,770	13,040	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290
	4歳以上児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	19,770	13,040	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290	
	未設置	0歳児	44,260	30,400	28,380	20,660	18,890	9,630	15,830	17,070	11,360	13,930	10,630	7,890	10,810	8,580	6,670	9,190	11,770	9,850	7,810	7,250	6,790	6,410
		1歳児	58,860	45,000	42,980	35,260	33,490	24,230	30,430	31,670	25,960	28,530	25,230	22,490	25,410	23,180	21,270	23,790	26,370	24,450	22,410	21,850	21,390	21,010
		2歳児	43,950	30,090	28,070	20,350	18,580	9,320	15,520	16,760	11,050	13,620	10,320	7,580	10,500	8,270	6,360	8,880	11,460	9,540	7,500	6,940	6,480	6,100
3歳児		45,140	31,280	29,260	21,540	19,770	10,510	16,710	17,950	12,240	14,810	11,510	8,770	11,690	9,460	7,550	10,070	12,650	10,730	8,690	8,130	7,670	7,290	
4歳以上児	45,140	31,280	29,260	21,540	19,770	10,510	16,710	17,950	12,240	14,810	11,510	8,770	11,690	9,460	7,550	10,070	12,650	10,730	8,690	8,130	7,670	7,290		
2~5%	設置	0歳児	42,730	29,380	28,950	19,980	20,120	9,350	15,320	18,300	11,810	14,360	10,690	7,630	11,010	8,570	6,470	8,890	11,770	9,720	7,570	7,040	6,600	6,230
		1歳児	56,770	43,420	42,990	34,020	34,160	23,390	29,360	32,340	25,850	28,400	24,730	21,670	25,050	22,610	20,510	22,930	25,810	23,760	21,610	21,080	20,640	20,270
		2歳児	42,420	29,070	28,640	19,670	19,810	9,040	15,010	17,990	11,500	14,050	10,380	7,320	10,700	8,260	6,160	8,580	11,460	9,410	7,260	6,730	6,290	5,920
		3歳児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	19,180	12,690	15,240	11,570	8,510	11,890	9,450	7,350	9,770	12,650	10,600	8,450	7,920	7,480	7,110
	4歳以上児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	19,180	12,690	15,240	11,570	8,510	11,890	9,450	7,350	9,770	12,650	10,600	8,450	7,920	7,480	7,110	
	未設置	0歳児	42,730	29,380	27,430	19,990	18,280	9,350	15,320	16,550	11,050	13,440	10,270	7,630	10,450	8,310	6,470	8,890	11,390	9,540	7,570	7,040	6,600	6,230
		1歳児	56,770	43,420	41,470	34,030	32,320	23,390	29,360	30,590	25,090	27,480	24,310	21,670	24,490	22,350	20,510	22,930	25,430	23,580	21,610	21,080	20,640	20,270
		2歳児	42,420	29,070	27,120	19,680	17,970	9,040	15,010	16,240	10,740	13,130	9,960	7,320	10,140	8,000	6,160	8,580	11,080	9,230	7,260	6,730	6,290	5,920
3歳児		43,610	30,260	28,310	20,870	19,160	10,230	16,200	17,430	11,930	14,320	11,150	8,510	11,330	9,190	7,350	9,770	12,270	10,420	8,450	7,920	7,480	7,110	
4歳以上児	43,610	30,260	28,310	20,870	19,160	10,230	16,200	17,430	11,930	14,320	11,150	8,510	11,330	9,190	7,350	9,770	12,270	10,420	8,450	7,920	7,480	7,110		
停止	設置	0歳児	41,210	28,360	27,930	19,300	19,430	9,070	14,810	17,710	11,470	13,840	10,320	7,380	10,630	8,280	6,260	8,600	11,380	9,410	7,340	6,830	6,410	6,050
		1歳児	54,700	41,850	41,420	32,790	32,920	22,560	28,300	31,200	24,960	27,330	23,810	20,870	24,120	21,770	19,750	22,090	24,870	22,900	20,830	20,320	19,900	19,540
		2歳児	40,900	28,050	27,620	18,990	19,120	8,760	14,500	17,400	11,160	13,530	10,010	7,070	10,320	7,970	5,950	8,290	11,070	9,100	7,030	6,520	6,100	5,740
		3歳児																						

付表4(2) 民間施設単価表(別紙1[交付額算定上の注意]1[民間施設](2)に該当する施設)

包括化単価			20人	21人 ~30人	31人 ~40人	41人 ~45人	46人 ~50人	51人 ~59人	60人	61人 ~70人	71人 ~80人	81人 ~100人	101人 ~110人	111人 ~120人	121人 ~130人	131人 ~140人	141人 ~149人	150人	151人 ~160人	161人 ~170人	171人 ~190人	191人 ~210人	211人 ~230人	231人 以上	
12%以上	設 置	0 歳 児	45,790	31,420	30,990	21,330	21,490	9,900	16,340	21,770	14,510	17,000	12,900	9,480	13,010	10,290	7,940	10,560	13,570	11,300	8,890	8,230	7,680	7,230	
		1 歳 児	60,940	46,570	46,140	36,480	36,640	25,050	31,490	36,920	29,660	32,150	28,050	24,630	28,160	25,440	23,090	25,710	28,720	26,450	24,040	23,380	22,830	22,380	
		2 歳 児	45,480	31,110	30,680	21,020	21,180	9,590	16,030	21,460	14,200	16,690	12,590	9,170	12,700	9,980	7,630	10,250	13,260	10,990	8,580	7,920	7,370	6,920	
		3 歳 児	46,670	32,300	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	22,650	15,390	17,880	13,780	10,360	13,890	11,170	8,820	11,440	14,450	12,180	9,770	9,110	8,560	8,110	
	4歳以上児	46,670	32,300	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	22,650	15,390	17,880	13,780	10,360	13,890	11,170	8,820	11,440	14,450	12,180	9,770	9,110	8,560	8,110		
	未 設 置	0 歳 児	45,790	31,420	29,340	21,330	19,510	16,340	9,900	16,340	19,890	13,690	16,010	12,450	9,480	12,400	10,010	7,940	10,560	13,150	11,110	8,890	8,230	7,680	7,230
		1 歳 児	60,940	46,570	44,490	36,480	34,660	25,050	31,490	35,040	28,840	31,160	27,600	24,630	27,550	25,160	23,090	25,710	28,300	26,260	24,040	23,380	22,830	22,380	
		2 歳 児	45,480	31,110	29,030	21,020	19,200	9,590	16,030	19,580	13,380	15,700	12,140	9,170	12,090	9,700	7,630	10,250	12,840	10,800	8,580	7,920	7,370	6,920	
3 歳 児		46,670	32,300	30,220	22,210	20,390	10,780	17,220	20,770	14,570	16,890	13,330	10,360	13,280	10,890	8,820	11,440	14,030	11,990	9,770	9,110	8,560	8,110		
4歳以上児	46,670	32,300	30,220	22,210	20,390	10,780	17,220	20,770	14,570	16,890	13,330	10,360	13,280	10,890	8,820	11,440	14,030	11,990	9,770	9,110	8,560	8,110			
9~11%	設 置	0 歳 児	45,030	30,910	30,490	21,000	21,150	9,770	16,090	21,470	14,340	16,740	12,710	9,350	12,820	10,140	7,840	10,410	13,370	11,140	8,770	8,120	7,590	7,140	
		1 歳 児	59,900	45,780	45,360	35,870	36,020	24,640	30,960	36,340	29,210	31,610	27,580	24,220	27,690	25,010	22,710	25,280	28,240	26,010	23,640	22,990	22,460	22,010	
		2 歳 児	44,720	30,600	30,180	20,690	20,840	9,460	15,780	21,160	14,030	16,430	12,400	9,040	12,510	9,830	7,530	10,100	13,060	10,830	8,460	7,810	7,280	6,830	
		3 歳 児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	22,350	15,220	17,620	13,590	10,230	13,700	11,020	8,720	11,290	14,250	12,020	9,650	9,000	8,470	8,020	
	4歳以上児	45,910	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	22,350	15,220	17,620	13,590	10,230	13,700	11,020	8,720	11,290	14,250	12,020	9,650	9,000	8,470	8,020		
	未 設 置	0 歳 児	45,030	30,910	28,860	21,000	19,200	9,770	16,090	19,620	13,530	15,770	12,270	9,350	12,220	9,870	7,840	10,410	12,960	10,950	8,770	8,120	7,590	7,140	
		1 歳 児	59,900	45,780	43,730	35,870	34,070	24,640	30,960	34,490	28,400	30,640	27,140	24,220	27,090	24,740	22,710	25,280	27,830	25,820	23,640	22,990	22,460	22,010	
		2 歳 児	44,720	30,600	28,550	20,690	18,890	9,460	15,780	19,310	13,220	15,460	11,960	9,040	11,910	9,560	7,530	10,100	12,650	10,640	8,460	7,810	7,280	6,830	
3 歳 児		45,910	31,790	29,740	21,880	20,080	10,650	16,970	20,500	14,410	16,650	13,150	10,230	13,100	10,750	8,720	11,290	13,840	11,830	9,650	9,000	8,470	8,020		
4歳以上児	45,910	31,790	29,740	21,880	20,080	10,650	16,970	20,500	14,410	16,650	13,150	10,230	13,100	10,750	8,720	11,290	13,840	11,830	9,650	9,000	8,470	8,020			
6~8%	設 置	0 歳 児	44,260	30,400	29,980	20,660	20,800	9,630	15,830	21,180	14,160	16,480	12,520	9,220	12,630	10,000	7,740	10,260	13,170	10,980	8,650	8,020	7,490	7,050	
		1 歳 児	58,860	45,000	44,580	35,260	35,400	24,230	30,430	35,780	28,760	31,080	27,120	23,820	27,230	24,600	22,340	24,860	27,770	25,580	23,250	22,620	22,090	21,650	
		2 歳 児	43,950	30,090	29,670	20,350	20,490	9,320	15,520	20,870	13,850	16,170	12,210	8,910	12,320	9,690	7,430	9,950	12,860	10,670	8,340	7,710	7,180	6,740	
		3 歳 児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	22,060	15,040	17,360	13,400	10,100	13,510	10,880	8,620	11,140	14,050	11,860	9,530	8,900	8,370	7,930	
	4歳以上児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	22,060	15,040	17,360	13,400	10,100	13,510	10,880	8,620	11,140	14,050	11,860	9,530	8,900	8,370	7,930		
	未 設 置	0 歳 児	44,260	30,400	28,380	20,660	18,890	9,630	15,830	19,360	13,370	15,530	12,090	9,220	12,040	9,730	7,740	10,260	12,770	10,800	8,650	8,020	7,490	7,050	
		1 歳 児	58,860	45,000	42,980	35,260	33,490	24,230	30,430	33,960	27,970	30,130	26,690	23,820	26,640	24,330	22,340	24,860	27,370	25,400	23,250	22,620	22,090	21,650	
		2 歳 児	43,950	30,090	28,070	20,350	18,580	9,320	15,520	19,050	13,060	15,220	11,780	8,910	11,730	9,420	7,430	9,950	12,460	10,490	8,340	7,710	7,180	6,740	
3 歳 児		45,140	31,280	29,260	21,540	19,770	10,510	16,710	20,240	14,250	16,410	12,970	10,100	12,920	10,610	8,620	11,140	13,650	11,680	9,530	8,900	8,370	7,930		
4歳以上児	45,140	31,280	29,260	21,540	19,770	10,510	16,710	20,240	14,250	16,410	12,970	10,100	12,920	10,610	8,620	11,140	13,650	11,680	9,530	8,900	8,370	7,930			
2~5%	設 置	0 歳 児	42,730	29,380	28,950	19,980	20,120	9,350	15,320	20,590	13,820	15,960	12,150	8,970	12,240	9,710	7,540	9,960	12,780	10,670	8,420	7,800	7,300	6,870	
		1 歳 児	56,770	43,420	42,990	34,020	34,160	23,390	29,360	34,630	27,860	30,000	26,190	23,010	26,280	23,750	21,580	24,000	26,820	24,710	22,460	21,840	21,340	20,910	
		2 歳 児	42,420	29,070	28,640	19,670	19,810	9,040	15,010	20,280	13,510	15,650	11,840	8,660	11,930	9,400	7,230	9,650	12,470	10,360	8,110	7,490	6,990	6,560	
		3 歳 児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	21,470	14,700	16,840	13,030	9,850	13,120	10,590	8,420	10,840	13,660	11,550	9,300	8,680	8,180	7,750	
	4歳以上児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	21,470	14,700	16,840	13,030	9,850	13,120	10,590	8,420	10,840	13,660	11,550	9,300	8,680	8,180	7,750		
	未 設 置	0 歳 児	42,730	29,380	27,430	19,990	18,280	9,350	15,320	18,840	13,050	15,040	11,730	8,970	11,680	9,450	7,540	9,960	12,390	10,490	8,420	7,800	7,300	6,870	
		1 歳 児	56,770	43,420	41,470	34,030	32,320	23,390	29,360	32,880	27,090	29,080	25,770	23,010	25,720	23,490	21,580	24,000	26,430	24,530	22,460	21,840	21,340	20,910	
		2 歳 児	42,420	29,070	27,120	19,680	17,970	9,040	15,010	18,530	12,740	14,730	11,420	8,660	11,370	9,140	7,230	9,650	12,080	10,180	8,110	7,490	6,990	6,560	
3 歳 児		43,610	30,260	28,310	20,870	19,160	10,230	16,200	19,720	13,930	15,920	12,610	9,850	12,560	10,330	8,420	10,840	13,270	11,370	9,300	8,680	8,180	7,750		
4歳以上児	43,610	30,260	28,310	20,870	19,160	10,230	16,200	19,720	13,930	15,920	12,610	9,850	12,560	10,330	8,420	10,840	13,270	11,370	9,300	8,680	8,180	7,750			
停止	設 置	0 歳 児	41,210	28,360	27,930	19,300	19,430	9,070	14,810	20,000	13,470	15,450	11,770	8,710	11,860	9,430	7,330	9,660	12,380	10,350	8,180	7,590	7,100	6,690	
		1 歳 児	54,700	41,850	41,420	32,790	32,920	22,560	28,300	33,490	26,960	28,940	25,260	22,200	25,350	22,920	20,820	23,150	25,870	23,840	21,670	21,080	20,590	20,180	
		2 歳 児	40,900	28,050	27,620	18,990	19,120	8,760	14,500	19,690	13,16														

## 別紙 1

### 〔交付額算定上の注意〕

- 1 付表 1 から 4 までの単価表の適用に当たり、定員区分、処遇改善等加算率の基礎分、所長設置・未設置の別、入所児童の年齢区分については、国基準の算定基準に準じて算定する。

加えて、公立施設に対しては、下記〔公立施設〕の区分で、(1)に該当する施設については付表 3(1)の単価表を、(2)に該当する施設については付表 3(2)の単価表を適用する。

また、民間施設に対しては、下記〔民間施設〕の区分で、(1)に該当する施設については付表 4(1)の単価表を、(2)に該当する施設については付表 4(2)の単価表を適用する。

### 〔公立施設〕

- (1) 産休明け零歳児保育及び延長保育のいずれも実施している施設、島部に所在する施設
- (2) 上記(1)以外の施設

### 〔民間施設〕

- (1) 零歳児保育及び延長保育を実施している施設（島部に所在する施設を除く。）
  - (2) 上記(1)以外の施設
- 2 「零歳児保育推進加算」については、4月から9月までの期間のうち零歳児の児童数とその取扱人員に満たない月において、現員保育士総数が、前年度3月初日の保育士総数と同等以上である場合に、零歳児未充足児童数により算定する。
  - 3 11時間開所保育事業実施保育所が配置できるパート保育士数については、11時間開所保育の開所時間の開始後及び終了前30分の時点における児童数の合計を2で除した数（小数点以下切上げ。以下「平均児童数」という。）に応じて、次によるものとする。
    - (1) 毎月初日（初日が日曜日及び祝日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日としても可。以下同じ。）の零歳児の平均利用児童数を3倍して得た数及び1・2歳児の平均利用児童数を1.5倍して得た数に、3歳以上児の平均利用児童数を加えた数（以下「算定基礎児童数」という。）が16以上の場合には算定基礎児童数から15を控除し、さらにこれを15で除した数（小数点以下切上げ）のパート保育士を配置することができる。
    - (2) 上記(1)によるパート保育士のほか、各月初日の11時間開所保育の開所時間の開始後及び終了前30分の時点における3歳未満児数が20人以上の場合は、さらに1名のパート保育士を配置することができる。